

第一百八十七回

参議院総務委員会会議録第四号

平成二十六年十一月十八日(火曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動

十一月十四日

辞任

安井美沙子君

江崎 孝君

辞任

井原 巧君

島田 三郎君

辞任

柘植 芳文君

堂故 茂君

十一月十八日

辞任

石井みどり君

世耕 弘成君

補欠選任

山崎 力君

山谷えり子君

補欠選任

柘植 芳文君

山田 太郎君

補欠選任

島田 三郎君

井原 巧君

補欠選任

江崎 孝君

山崎 力君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

谷合 正明君

衆議院議員
政府参考人

正明君

○理事欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

| | |
|------------------|--------|
| 委員長 | 谷合 正明君 |
| 理事 | 谷合 正明君 |
| 委員 | 谷合 正明君 |
| ○理事欠選任の件 | 谷合 正明君 |
| ○政府参考人の出席要求に関する件 | 谷合 正明君 |

| | |
|------------------|--------|
| 出席者は左のとおり。 | 谷合 正明君 |
| 委員長 | 谷合 正明君 |
| 理事 | 谷合 正明君 |
| 委員 | 谷合 正明君 |
| ○理事欠選任の件 | 谷合 正明君 |
| ○政府参考人の出席要求に関する件 | 谷合 正明君 |

| | |
|------------------|--------|
| 出席者は左のとおり。 | 谷合 正明君 |
| 委員長 | 谷合 正明君 |
| 理事 | 谷合 正明君 |
| 委員 | 谷合 正明君 |
| ○理事欠選任の件 | 谷合 正明君 |
| ○政府参考人の出席要求に関する件 | 谷合 正明君 |

| | |
|------------------|--------|
| 出席者は左のとおり。 | 谷合 正明君 |
| 委員長 | 谷合 正明君 |
| 理事 | 谷合 正明君 |
| 委員 | 谷合 正明君 |
| ○理事欠選任の件 | 谷合 正明君 |
| ○政府参考人の出席要求に関する件 | 谷合 正明君 |

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(谷合正明君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、安井美沙子さんが委員を辞任せられ、その補欠として江崎孝君が選任されました。

また、本日、渡辺美知太郎君が委員を辞任され、その補欠として山田太郎君が選任されました。

片山虎之助君が選任されました。

寺田典城君が選任されました。

吉良よし子君が選任されました。

又市征治君が選任されました。

主賓 了君が選任されました。

○委員長(谷合正明君) 理事の補欠選任についてお詫びいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認めます。それで、理事に島田三郎君及び山田太郎君を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(谷合正明君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房審議官島根悟君外三名を政府参考人として出席を求める、その説明を聽取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷合正明君) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院総務委員長舛屋敬悟君から趣旨説明を聴取いたします。舛屋敬悟君。

○衆議院議員(舛屋敬悟君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

近年、嫌がらせ目的で元交際相手の性的な写真等をインターネット上に公開する、いわゆるリベンジボルノによる被害が深刻な社会問題となっています。

このため、こうしたリベンジボルノによる被害の発生、拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為の处罚等について定めることとし、ここに本案を提出いたします。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律において、「私事性的画像記録」とは、性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像の電子データ等をいい、「私事性的画像記録物」とは、当該画像を記録した写真や電子データに係る記録媒体等をいうこととします。

ただし、撮影された本人が第三者に当該画像を見られることを認識した上で撮影を承諾したものは除外することとしております。

第二に、第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとしております。

また、この方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列し

た者も同様とすることとしております。
さらに、このような行為をさせる目的で私事性的画像記録等を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとしております。

第三に、プロバイダー等が撮影対象者等からの削除申出に基づき画像を削除した場合に生じる情

報発信者への損害に係る賠償・免責の要件について、情報発信者に対する削除照会に係る申出期限を七日から二日に短縮するプロバイダー責任制限

法の特例を設けることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、被害者が告訴等を行いやすくするために必要な体制の充実及び削除の申出先、申出方法等についての周知を図るために広報活動等の充実、一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずることとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、被害の発生を未然に防止するための教育活動及び啓発活動の充実を図ることとしております。

第六に、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

また、政府は、この法律の施行後二年以内に、被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。
○委員長(谷合正明君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○藤末健三君 民主党の藤末でございます。

本日は、本当に委員長を始め、この委員会の皆様に、この刑罰も含む法律について質疑がきちんとできることは、良識の府である参議院にとって非常に喜ばしいことだと思います。皆様の御協力に感謝申し上げたいと思います。

私は、まず、この法律案につきまして総務省にお聞きしたいと思います。

今回、インターネット上の私生活の平穡の侵害を行なうような情報の流通に関しましていろんな対策が立てられるわけでございますが、同時に、このようなりべンジボルノと言われるもの以外に、例えば若い方がアルバイト先でアイスクリームの冷蔵庫に入った映像を流したり、様々な不用意な情報を流している事例がござります。そして、

その情報は炎上し、いろんな問題が起きているという状況の中、このリベンジボルノ的なものを含み、インターネット上のいろんな情報の流通に関しまして、どういう状況にあるか把握、そして対策を行い、そして同時に、一番重要なことはインターネットの利用の仕方に對しての啓発を行うべきではないかと思います。

現状、総務省においてはそのような活動は余り大きくは取り扱われておりませんが、インターネットの利用、特に若い方々のリテラシーの問題というのでは非常に大きな問題だと考えておりますので、是非ともこれを機会にインターネットの利用と情報流通という観点から研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げます。

他人の権利を侵害する情報の流通への対応につきましては、プロバイダー責任制限法が定められているところでございます。また、民間の電気通信事業者協会等の関係団体におきましては、この法律の円滑な運用のためのガイドラインとか、違法・有害情報の削除等の在り方を定めました契約款モデル条項というものを策定しているところでございまして、これらに従いましてプロバイ

ダー等が削除等を実施しております。総務省もガイドラインの策定等について支援を行つております。

それから、先生お尋ねのありました啓発活動でござります。

インターネットの安心、安全な利用のための啓発活動につきましては、情報通信分野の企業それから団体と総務省それから文科省が協力して講座を開催するe-ネットキャラバンを全国的に実施するなどの取組を行つております。また、総務省のICTサービス安心・安全研究会の中でもインターネット上の情報流通に関わる問題について検討を行つてまいりたいと、こういふうに考えております。

○藤末健三君 是非、総務省におかれましては、安心と安全という観点からインターネットをどう使つかといふ研究を、ほかの役所と調整して、是非主導権を持つて進めていただきたいと思います。

○委員長(谷合正明君) お答え申し上げま

す。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 今回のこの法律は、

今委員御指摘のとおりいろんな省庁にまたがって

いるわけでございまして、私事性的画像記録提供等の処罰につきましては法務省、それから特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する特例については総務省、そ

のほか、警察とかあるいは文科省とかいろんな省

庁が関係してくるわけですが、それで、規

定の内容に応じて所管官庁が決まっていくわけでございまして、これらに従いましてプロバイ

ドを通じて被害件数その他の被害実態等につきま

す。

ございまして、総括的にやるところはどこかといふことにつきましては、政府において適切に判断されるべきものということを考えております。

○藤末健三君 是非発議者にお願いしたいのは、やっぱりどこかの役所が中心とならなきゃいけない私は考えていまして、今回、やはりこの総務省に感謝申し上げたいと思います。

私は、まず、この法律案につきまして総務省に

お聞きしたいと思います。

○委員長(谷合正明君) お答え申し上げます。

インターネットの安心、安全な利用のための啓

発活動につきましては、情報通信分野の企業それ

から団体と総務省それから文科省が協力して講座

を開催するe-ネットキャラバンを全国的に実施

するなどの取組を行つております。また、総務省

のICITサービス安心・安全研究会の中でもイン

ターネット上の情報流通に関わる問題について検

討を行つてまいりたいと、こういふうに考えて

おります。

○藤末健三君 是非、総務省におかれましては、安心と安全という観点からインターネットをどう使つかといふ研究を、ほかの役所と調整して、是非主導権を持つて進めていただきたいと思います。

○委員長(谷合正明君) お答え申し上げま

す。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 今回のこの法律は、

今委員御指摘のとおりいろんな省庁にまたがって

いるわけでございまして、私事性的画像記録提供等の処罰につきましては法務省、それから特定電

気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発

信者情報の開示に関する特例については総務省、そ

のほか、警察とかあるいは文科省とかいろんな省

庁が関係してくるわけですが、それで、規

定の内容に応じて所管官庁が決まっていくわけでございまして、これらに従いましてプロバイ

ドを通じて被害件数その他の被害実態等につきま

す。

○政府参考人(島根悟君) お答えいたします。

警察におきましては、これまで、いわゆるリベ

ンジボルノに関する被害状況の統計を取つておりませんが、相談におきましてリベンジボルノに関

する内容を含むものがあると承知しております。

今後、警察いたしましては、新たに設けられ

る罰則に係る取締り等を推進し、そうした検挙活

動を通じて被害件数その他の被害実態等につきま

す。

して的確に把握をしてまいりたいと考えております。

また、リベンジボルノの拡散抑制につきましては、画像の削除措置が重要と考えられますので、本法におきましても削除のための特例措置が設けられるなどいたしますので、公表や提供の方法、態様、そういうものの把握に努めつつ、私事性の画像記録の削除等に関し相談を受け、支援、助言する様々な関係機関、団体等との情報共有、情報交換にも努めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非よろしくお願いしたいと思

ます。

そして、もう一つございますのが、このリベンジボルノの被害を防止するために何が大事かと申しますと、やはり教育活動、啓発活動だと思います。

このようなことにつきまして、関係行政機関、あと民間企業と連携をしまして国民に周知徹底を図るべきと考えますが、その点についてはいかがでございましょうか。よろしくお願いします。

○政府参考人(岡村和美君) 法務省の人権擁護機関では、私事性的画像記録の提供等による被害の未然防止策を含むインターネットと人権をテーマにした啓発冊子を作成し、全国の法務局、地方法務局、都道府県などに配布をして、講演会、研修などの開催、インターネット広告、啓発ビデオやスポット映像の動画配信、啓発冊子のより広い層への配布などを心掛け、啓発活動を推進していく所存でございます。

○政府参考人(藤野公之君) お答えいたします。

文部科学省いたしましては、学校教育において情報モラルの育成を図るため、学習指導要領におきまして情報モラルを身に付けさせることを明記し、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえた指導を行ふことといたしております。

また、教員向けの指導手引書を作成し普及を図ったり、児童向けのリーフレットを作成し、全国の中高等学校に配布しております。特に、高

校生向けにつきましては、いわゆるリベンジボルノにつきましても盛り込んであるところでござります。

文部科学省いたしましては、関係省庁や関係団体とも連携しながら、引き続き、学校における児童生徒の情報モラルの育成に係る取組を推進してまいりたいと存じます。

○政府参考人(島根悟君) 警察におきましても、重複性、削除申出方法など、リベンジボルノ被害防止のための広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

また、いろいろな機会を捉えまして、具体的な例、対策などを伝えるなどによりまして、被害者にも加害者にもならないための啓発活動というのも進めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 最後に、発議者お二人、どちらでも結構なんすけれども、今聞いていただきまして、たように、こういう普及啓蒙活動をどうやっていけるかというと、印刷物を中心なんですよ、私が調べた範囲、ネットに載っているかなと思うと、大体パンフレットをコピーしたようなものが載つていて、恐らくなかなか若い人は見ないと思うんですね。

ですから、やはりここはインターネットといふことに知見があるところが責任持つて、例えばもうはつきり言って総務省ですけれども、総務省がやっぱりインターネットという媒体の特性を生かしてきちんと監督管理を中心となつて進めるべきと思うんですが、その点いかがですか。発議者、お答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(平沢勝栄君) この問題は最近になつて急速に深刻になつてきた問題でございまして、それは携帯とかあるいはスマホが普及し、ど

うかと思います。

ただ、本法は過失犯は罰しておりませんで、一

般に流布しているものにつきまして、これは私事性、例えは公開について第三者が閲覧することを許可しているかどうかということについて故意がなければ、この本法に定める犯罪は成立しないということでございます。

いずれにしましても、その適用においては、當

我々としてもしっかりと各省庁に求めていきたいと思ひます。

○藤末健三君 最後でございますが、発議者の皆様には本当にこの御努力に感謝を申し上げたいと思いますし、我々もこの委員会できちんとこの後フォローアップはしていきますので、それを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でござります。本日は、差し替えまでさせていただいて発言、質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。この手の話になると私が登場するケースがすごく多くて、表現の自由等、いろいろな観点、それからもう一つ、社会秩序系の法律でもありますので行き過ぎないようにといつてこちらもあつて、少しその辺りの質疑をさせていただきたいと思っております。

私としても、そもそもいわゆるリベンジボルノ、内容が性的であるないにもうかかわらず本人が望まないという画像に関して拡散していくことにはよろしくないということでありますので、おおむね法案に関しては賛成の旨であります。ただ、何点かきちんと注意して見ていかなきゃいけない点があるかと思つております。

これは、知らずにリンクを貼つた場合といつたところを少し質疑させていただきたいんですけど、児童ポルノの禁止法の質疑を前回やつたと思うんで、児童ポルノが閲覧できるURLを

だけを見た場合にはやはり新たな法益侵害がある

ことと、あと、例えは相当ウェブの中で階層が重なつているところのリンクをわざわざ本当にみんなが見るようなところで貼り付けるような、そういった新たなる別の公表と言えるような場合、そういう場合にはやはり新たな法益侵害がある

ことと、あと、例えは相当ウェブの中で階層が重なつているところのリンクをわざわざ本当にみんなが見るようなところで貼り付けるような、そういった新たなる別の公表と言えるような場合、そういう場合にはやはり新たな法益侵害があることになります。

ただ、本法は過失犯は罰しておりませんで、一

般に流布しているものにつきまして、これは私事性、例えは公開について第三者が閲覧することを

許可しているかどうかということについて故意が

なければ、この本法に定める犯罪は成立しないと

いうことでございます。

いづれにしましても、その適用においては、當

局においても謙抑性を持つて慎重に適用されるものと私も期待しております。

○衆議院議員(山下貴司君) 山田委員、御質問ありがとうございます。本日は、差し替えまでさせていただいて発言、質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。この手の話になると私が登場するケースがすごく多くて、表現の自由等、いろいろな観点、それからもう一つ、社会秩序系の法律でもありますので行き過ぎないようにといつてこちらもあつて、少しその辺りの質疑をさせていただきたいと思っております。

私は、そもそもいわゆるリベンジボルノ、内容が性的であるないにもうかかわらず本人が望まないという画像に関して拡散していくことにはよろしくないということでありますので、おおむね法案に関しては賛成の旨であります。ただ、何点かきちんと注意して見ていかなきゃいけない点があるかと思つております。

これは、知らずにリンクを貼つた場合といつたところを少し質疑させていただきたいんですけど、児童ポルノの禁止法の質疑を前回やつたと思うんで、児童ポルノが閲覧できるURLを

だけを見た場合にはやはり新たな法益侵害がある

ことと、あと、例えは相当ウェブの中で階層が重

なつているところのリンクをわざわざ本当にみんなが見るようなところで貼り付けるような、そういった新たなる別の公表と言えるような場合、そういう場合にはやはり新たな法益侵害があることになります。

ただ、本法は過失犯は罰しておりませんで、一

般に流布しているものにつきまして、これは私事性、例えは公開について第三者が閲覧することを

許可しているかどうかということについて故意が

なければ、この本法に定める犯罪は成立しないと

いうことでございます。

いづれにしましても、その適用においては、當

局においても謙抑性を持つて慎重に適用されるものと私も期待しております。

そこで発議者にお伺いしたいと思いますが、特

別に思つています。

そこでは、今委員御指摘のとおり、全くそのとおり

あるかと思つています。

そこで発議者にお伺いしたいと思いますが、特

○山田太郎君 今のは非常に重要なポイント

でありまして、例えば若い子が何となく、こんなサイトにこんなとんでもないものが載っているぞというようなことで、中身の実態をさらさずとも、その貼つてあるリンク先のリンクを貼つただけで、それが当該のいわゆる対象の罰せられるものがその先にあれば当然罰せられる可能性があるということです。これは周知、まさに先ほど藤末議員の方からも言つていましたけれども、周知徹底をしていただかないと、かなりな部分で若い子たちにとってもあらぬところの落とし穴になる可能性があるというふうに思つておりますので、是非、その辺り、この施行に当たってはよろしくお願ひしたいと。

ただ、故意かどうか分からぬといふところは過失の問題がありますから、これについては後で附帯決議の方でも私の方、特に挙げさせていただきたいと思っております。そこで決議を要求していきたいということでやつています。さて、次に、本法が、画像が、第二条の一項の各号で定められているように、例えば際どい性的な画像に限定されているんですね。そういうような形で定義した理由、特に本人が嫌であれば本来はリベンジではないかといったところもあると思ひます。

○衆議院議員(山下貴司君) 御質問ありがとうございます。
まず、本法案の保護法益は、個人的名譽及び性的プライバシーでございます。こういった性的名譽や性的プライバシーを侵害する行為というものは様々なものが含まれるわけでございますけれども、本法においては侵害行為に対して罰則が掛かる、あるいは侵害する画像については削除の対象になるということで、やはり慎重に、この定義の中核である姿態という言葉を規定するに当たつては明確でなければならないということです。外縁等、適切に確定する必要があるということです。

います。

確かに、こういった性的なものについてはわいせつという概念があるわけでございますが、このわいせつというのは健全な性風俗や公衆の性的感覚という社会的法益を保護する観点であつて、これを中核に据えるということになると、本法の保護対象としては狭過ぎるということです。

そして、翻つて考えますと、児童ポルノの定義用まで相当程度適用場面が明らかにされていると

いうものには、これまで児童ポルノ法の運用の積み重ねによって、文言のみならず、その運用、適用された場合について、これを罰則あるいは削除の対象にしようとして規定しているものでございます。

○山田太郎君 今、発議者の方、山下先生がお話をされたように、要は、社会法益なのか個人法益なのか非常に微妙なところのかと思つていま

す。法の立て付けとしてはあくまでもリベンジポルノに対する防止ですから個人法益でなければならぬんですけど、出口としてはポルノの内容を定義しているということです。ポルノでなければ防止できないのかという問題は残つているかと思つております。

そういう意味で、こういうケースは罰則に当たりますかということも少し確認していくべきなんですが、例えは、ベッドの上で二人が下着姿で、何となく、いわゆるこれがどこまでの個人法益なのかということは一つ問題として残るのかな

ういうふうには思つております。

○衆議院議員(山下貴司君) 御質問ありがとうございます。
まず、本法案の保護法益は、個人的名譽及び性的プライバシーでございます。こういった性的名譽や性的プライバシーを侵害する行為というものは様々なものが含まれるわけでございますけれども、本人の意図に反して掲示板等にアップされた場合、もちろん本人は望んでいないけれども、本人の意図に反して掲示板等にアップされた場合、もちろん個人的な事情による場合でございます。そういう場合はこの法律の处罚の対象に当たるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

性的画像になるということに考えております。

○山田太郎君 もう一度確認しますが、殊更に性的部位を強調していない場合の写真でどうなかかということありますか。もう一度よろしくお願いできますでしょうか。

もう一度、じゃ、確認のために聞きます。ベッドの上で二人が下着姿で殊更に性的な部位を強調していない写真であるけれども、本人の意図に反して掲示板にアップロードされていると、もろん本人は望んでいない場合でございます。お願いします。

○委員長(谷合正明君) 簡潔に願います。

○衆議院議員(山下貴司君) 失礼いたしました。下着姿ということで、それはならないといふうに考えております。

○山田太郎君 そうなつてくると、ポルノであるかどうかということが結局出口になるということ

で、何となく、いわゆるこれがどこまでの個人法益なのかということは一つ問題として残るのかな

ういうふうには思つております。

○衆議院議員(山下貴司君) 委員御指摘の事例につきましては、もちろん個別具体的な事情による場合でございます。そういう場合はこの法律の处罚の対象に当たるのかどうか、教えていただけます。

が御指摘の点は、フランスなんかでは当然、ある

いはドイツなんかでは当然適用になるんです。だけれども、日本の場合は、全裸又は半裸の状態で特別に性的部位を強調していると、こういったものが適用になりますので、今のようなケースは適用になりませんけど、外国によつてはそういうところも適用しているところもあるわけがございまして、これらについては、まずは最初でから限定期的にやりまして、今後、運用の実態を見ながら、三年後に見直しの規定を置いておりますので、そいつたところでしっかり検討していきたいと思います。

○山田太郎君 時間になりましたのでまとめます。が、まず、この法律があらぬところで暴れてしまわないよう、是非きちんと適用に当たつては正しく運用していただきたいということで質問させていただきました。

もう一つ、平沢先生がおっしゃられたとおり、見直しのところも含めて、運用してみて、これが個人法益として資するものなのかどうか、そういうところを考えて今後運用も考えていくつたつたことを考えておきます。

ただければというふうに思つております。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。では、提案者の方に伺います。

このいわゆるリベンジポルノ規制法案で公表罪を設定するわけですから、これにはどのような効果があるのか、お答えください。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 今も申し上げたところではございますけど、もちろん、こういったものを取り締まるには既存の法令があるわけですから、既存の法律では必ずしもカバーできないところを今回の法律で埋め合わせするわけでございまして、例えば、わいせつ物頒布罪というのがあ

りますけれども、わいせつ物とかあるいはわいせつ画像に当たらない場合というのもあるわけですね。どちらも、既存の法律では必ずしもカバーできませんけれども、今回の場合は当たるわけです。

分かりやすく言いますと、週刊誌のグラビアに出てくるようなのはわいせつではないんです。し

| | | |
|---|--|--|
| <p>かし、ああいつたものを、自分の元恋人なんかを撮った画像が残っていて、それを相手の意思に反して流した場合には今回は適用になると、こういふことでございまして、そのほか、児童ポルノ禁止法は十八歳未満の者でなければ適用にならないと、こういった問題もございます。名誉毀損罪については人の社会的評価を低下させるものでなければならぬといつたことがございまして、ですから、現行法では適用にならないところが適用になるというところが大きく違うわけでございます。</p> <p>○吉良よし子君 一定の抑止効果は期待できるということだと思います。</p> <p>では次に、法案第四条、プロバイダー責任制限法に基づく画像削除の免責特例措置について伺います。</p> <p>どのような内容なのか、簡潔にお答えください。</p> <p>○衆議院議員(山下貴司君) この特例は、プロバイダーなどが、情報の流通によって自己の名誉又は私生活の平穫を侵害されたとする者から送信防止措置を講ずるよう申し出を受けて、送信防止措置に同意するか否かを発信者に照会し、照会を受けた日から二日を経過しても発信者から同意しない旨の申し出がない場合には送信防止措置を講じると、そうしても当該プロバイダーが損害賠償責任を問われないというものでございます。</p> <p>○吉良よし子君 一日経過した段階で削除ができるようにするといふことだと思うんですねけれども、被害者にとっては、一旦そういうアップされたくない画像などが公開されれば大変深刻なダメージになります。ネットにアップされた段階であつていう間に拡散されるわけですし、時間がたてばたつほど取り返しが付かない事態となり得ます。そういう意味では、問題が発覚してからできるだけ早く削除できる方が被害を小さくできるのではないかと考えますけれども、今回は七日と定めているものを二日に短縮されたということですが、それで対応が十分とお考えか、御見解をお願</p> | | <p>いします。</p> |
| <p>○衆議院議員(平沢勝栄君) 私も二日間で十分対応できるとは思いません。二日間あれば、ぱあつと、あつといつ間に普及してしまって、結局、被害を回復するというのは大変な労力も要りますし、その間に大変な被害が起こってしまうわけでございます。</p> <p>しかししながら、即日には、もちろん初めから違法なものはプロバイダーが削除できますし、また権利侵害が明らかなものについては削除できるわけですが、それがはつきりしないものについてですから、これについて、申し出があったものについて発信者の方に照会して、発信者の方がまあ結局何もそれについてクレームを付けなかつた場合に削除できるということで、まず発信者に照会してやるということは、これは表現の自由のことを鑑みました場合にはある程度やむを得ないのかなと。</p> <p>○吉良よし子君 確かに、今委員おっしゃつたように、二日間で削除できるといふことで、まず発信者に照会したことになりますと、これは我々公職候補者の場合広まるからこれで被害回復が大丈夫なのかという間に、ネットの世界ですからあつという間に広まるからこれで被害回復が大丈夫なのかということになりますと、これは表現の自由のことをのネットでのプロバイダー責任制限法が七日から課題でありますから、即日の削除も可能となるよう検討を続けていただきたいということを重ねて求めまして、私からの質問を終わらせていただけます。</p> <p>○吉良よし子君 違法性が明らかでない場合といふことで対応をというわけですけれども、ただ、やっぱり画像を映されて拡散された被害者のダメージをいかに最小限にとどめるのか、これこそがやはりこの法案で一番重要なことではないかと考えるわけでして、現在、民間団体やプロバイダー等ではすぐに削除できるように対応しているところもあると伺つておりますし、やはり、先ほどおっしゃつたとおり、本法の執行に当たり、私事性的画像記録による被害の防止に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> <p>○委員長(谷合正明君) 全会一致と認めます。</p> <p>○委員長(谷合正明君) よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>この際、藤末健三君から発言を求められておりますので、これを許します。藤末健三君。</p> <p>○藤末健三君 私は、ただいま可決されました私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党、維新の党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び生活の党の各派共</p> | | <p>散して、そして被害回復が極めて難しくなつてしまふわけで、これは必ずしもこのリベンジポルノの問題に限らず、あらゆる名誉毀損的なネットにおける書き込みでも同じことでございまして、それで我々政治家の場合でも、いろんなでたらめを書かれて、それが拡散するということもあるわけございまして、こうした問題についてどう対処するかというのはこれから、ネットがこれだけ普及している中で大きな検討課題でございまして、我々としては、トータルの中で考えながら、この一日間というのが果たして妥当かどうかというのは考えていくべきではないかなと思います。</p> |
| <p>○吉良よし子君 検討していただくということで、すから、是非前向きに検討はしていただきたいですし、やはり被害者の保護ということが最優先の課題でありますから、即日の削除も可能となるよう検討を続けていただきたいということを重ねて求めまして、私からの質問を終わらせていただけます。</p> <p>○吉良よし子君 ありがとうございます。</p> <p>○委員長(谷合正明君) 他に御発言もないようで、すから、質疑は終局したものと認めます。</p> <p>これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。</p> <p>そこで、私は、今後の検討課題ではないかなと思っておりました。</p> <p>○吉良よし子君 おっしゃるよう、二日になつたのと同じケースでございまして、これまでにいつては今後の検討課題ではないかなと思っておりました。</p> <p>○吉良よし子君 私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復が著しく困難となることには、その被害に關する法律案に対する附帯決議案による被害の防止に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。</p> <p>案文を朗読いたします。</p> <p>（案）</p> <p>政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。</p> <p>一、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案に対する附帯決議案による被害の防止に関する法律案に対する附帯決議案の実現に努めること。</p> <p>二、私事性的画像記録等の拡散抑制に向け、提供手段等の高度化及び多様化に対応すべく、その動向を分析し、地方公共団体等との適切な情報の共有を図ること。</p> <p>三、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復が著しく困難となることには、その被害に關する法律案に対する附帯決議案による被害の防止に関する法律案に対する附帯決議案の実現に努めること。</p> <p>四、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に資するため、関係行政機関、民間企業等と連携して必要な教育活動及び啓発活動を実施し、国民の十分な理解と関心を深めるよう努めること。</p> <p>五、本法の実効性を高めるため、外国のサーバーを経由するなどした場合における被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の取組を強化すること。</p> <p>六、本法の執行に当たり、私事性的画像記録であることを認識していない第三者が第三条第一項から第三項までの行為を行つた場合、罪を被らないように配慮すること。</p> <p>右決議する。</p> <p>以上でございます。</p> <p>何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。</p> <p>○委員長(谷合正明君) ただいま藤末健三君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。</p> <p>本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> | | |

該提供等に係る犯罪事実の届出を行いややすくするためには必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発）

第六条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討）

第二条 政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の方について検討するとともに、関係事業者に

おける通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

平成二十六年十一月二十八日印刷

平成二十六年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

〇